

市立小・中学校の夏期休業日の変更について

○ 市立小・中学校の夏期休業日を変更し、授業時数の確保や児童の負担軽減を図ります。

夏期休業日 （変更前） 7 月 21 日～8 月 31 日

↓

（変更後） 7 月 21 日～8 月 24 日

＊平成 31 年度の 2 学期始業式は、8 月 26 日（月）となります。

本市教育委員会では、子どもたちが安全・安心に過ごすことができるよう、また、自ら学ぼうとする意欲を高められるよう、学習環境の整備を進める必要があると考えています。

一方、平成 32 年度から完全実施（本市では平成 31 年度から先行実施）の小学校学習指導要領では、小学校第 3 学年以上の授業時数が増加することとなり、授業時数の確保が課題となっています。小学校の時間割編成においては、例えば、一週間全てを 6 時間授業とするなどの対応が考えられますが、児童の集中力や負担を考慮すると、一週間あたりの授業時数の軽減を図ることが望ましいと考えています。

また、中学校においては学習指導要領改訂による授業時数の変更はありませんが、警報発令時やインフルエンザによる臨時休業等を行った場合、授業時数の確保が困難になることも考えられます。

各校においては、これまで以上に行事の精選などの工夫をすることになりますが、年間の授業日数が決められていることから、さらにカリキュラム・マネジメントが求められます。

そこで、市教育委員会といたしましては、さらなる授業時数の確保や、児童の負担軽減として、来年度からの市立小・中学校へのエアコン設置により、夏季における児童生徒の学習環境が改善されることも踏まえ、奈良市立学校の管理運営に関する規則を改正し、市立小・中学校の夏期休業日を変更することといたします。

・学習指導要領の改訂に伴う、小学校の年間授業時数の変更内容

学年	現行時数	改正時数	増加時数
第 3 学年	945	980	35
第 4 学年	980	1015	35
第 5 学年	995	1015	20
第 6 学年	995	1015	20

＊第 1、2 学年の授業時数は変更なし